

## 中規模非住宅建築物

# 適合義務の

# 省エネ基準が上げられます！



## 3 省エネ基準見直し のポイント

Point

1

中規模非住宅建築物  
(延床面積が **300 m<sup>2</sup>**  
以上 **2,000 m<sup>2</sup>**未満)  
の省エネ基準を引上  
げます。

Point

2

建物用途毎に基準値  
の水準が異なります。  
(現行省エネ基準  
から **15~25%** 強化  
されます)

Point

3

**2026年4月1日**  
に施行です。省エネ  
適判の申請日が**施行**  
**日以降であるもの**が  
対象となります。

「建築省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律）」に基づく適合義務制度

令和7年4月1日以降に新築、増改築を行う建築主は原則、省エネ基準への適合が義務付けられます。

所管行政庁又は省エネ適判機関による省エネ基準への適合性判定（省エネ適判）をうけ、建築確認時に適合性判定通知書を提出する必要があります。

詳細は裏面をご覧ください！

# 中規模の非住宅建築物の 省エネ基準が変わります

2025年2月に閣議決定されたエネルギー基本計画等において、2030年度以降新築される住宅・建築物について ZEH・ZEB※基準の省エネ性能の確保を目指すこととされています。このため省エネ基準を段階的に引き上げることとなり、2026年4月から中規模の非住宅建築物についても、省エネ基準が上げられます。



Point  
1

## 延床面積が 300 m<sup>2</sup>以上 2000 m<sup>2</sup>未満の 中規模非住宅建築物の省エネ基準が上がります。

延床面積が300m<sup>2</sup>以上2000m<sup>2</sup>未満の中規模非住宅建築物の省エネ基準が上げられます。なお、省エネ基準については、遅くとも2030年までに ZEH・ZEB 基準の水準まで上げられることとされておりますので、ご注意ください。

Q.

基準の見直しに伴い、手続きに変更はありますか。

手続きに変更はありません。これまでと同様、所管行政庁又は登録省エネ適判機関による省エネ基準への省エネ適判を受け、建築確認において適合性判定通知書を提出する必要があります。

A.

Q.

将来的には、小規模非住宅建築物や住宅の省エネ基準も見直されますか。

2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB 水準の省エネ性能の確保を目指し、適合状況等を踏まえつつ基準の見直しを行う予定としております。

A.

Point  
2

## 用途毎に基準値の水準が異なります

中規模非住宅建築物について、各用途の省エネ基準への適合状況等を踏まえ、用途に応じて基準値の水準を 15～25%強化します。

現行(2025年度時点)の水準		2026年度の水準(赤字部分)		遅くとも2030年度までに目指す水準 (エネルギー基本計画等)			
用途・規模	一次エネ(BEI)の水準	用途・規模	一次エネ(BEI)の水準	用途・規模	一次エネ(BEI)の水準		
中規模 (300m <sup>2</sup> 以上 2,000m <sup>2</sup> 未満)	1.00 <sup>※1</sup>	中規模 <sup>※3</sup> (300m <sup>2</sup> 以上 2,000m <sup>2</sup> 未満)	工場等	0.75 <sup>※1</sup>	中規模 (300m <sup>2</sup> 以上 2,000m <sup>2</sup> 未満)	事務所等 学校等 工事等	0.60 <sup>※2</sup>
			事務所等 学校等 ホテル等 百貨店等	0.80 <sup>※1</sup>		病院等、集会所等、 ホテル等、 百貨店等、 飲食店等	0.70 <sup>※2</sup>
			病院等 飲食店等 集会所等	0.85 <sup>※1</sup>			

※1 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。

※2 コージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む

※3 増改築については、改正法の全面施工以降(R7.4～)、増改築部分の面積の規模に応じて該当する規模の水準を使用。

Point  
3

## 2026年(令和8)4月1日に施行です

改正省令の施行日以後に省エネ適判を申請する建築物について、引上げ後の省エネ基準への適合が必要となる予定です。改正に関する最新情報については、国土交通省のホームページでご確認いただけます。

